神田外語大学 研究資金等の運営・管理に関する取扱規程

(目的)

- 第1条 この規程は、神田外語大学(以下「本学」という。)及び本学教職員が、本学 以外の機関等から交付された研究のための資金(以下「研究資金」という。)及び文 部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心 とした公募型の研究資金(以下「競争的資金」という。)に係る運営・管理を適正に 行うために必要な事項を定める。
- 2 本学は研究資金及び競争的資金(以下「研究資金等」という。)の運営・管理を適 正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者、及びコンプライアンス推進責任 者等を置く。

(法令等の遵守)

第2条 前条の研究資金等の交付を受けた研究者等は、関係法令、本学の諸規程及び 研究資金等交付元の定めを遵守し、研究資金等を適正に運営・管理しなければなら ない。

(最高管理責任者)

- 第3条 最高管理責任者は本学の学長が務める。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、及びコンプライアンス推進責任者等が研究 資金等の運営・管理を行うよう統率・指導する。
- 3 最高管理責任者は、不正防止計画の方針策定等を行う。

(統括管理責任者)

- 第4条 統括管理責任者は、本学の事務局長が務める。
- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究資金等の運営及び管理について本学全体を統括する。

(コンプライアンス推進責任者等)

- 第4条の2 コンプライアンス推進責任者は、本学の総務部ゼネラルマネージャーが 務める。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究資金等の運営及び管理に関するコンプライアンス推進の責任者となり、対象となる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施する。
- 3 前項の教育の実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の補佐者としてコンプライアン ス推進副責任者を指名できる。

(事務担当部署)

第5条 研究資金等に関する事務は、総務部が行う。

- 2 総務部は、研究者等が研究資金等に係る研究の適切な執行のため関係書類の取り まとめ、研究資金等の適正な使用についての指導、運営・管理のための経理事務等そ の他必要な事務を行う。
- 3 競争的資金に応募する本学の構成員は、誓約書(別紙1の雛型)を提出しなければ ならない。この事務は、総務部が所管する。

(経理事務)

第6条 研究資金等の運営・管理に関する経理事務については、関係法令及び本学関係諸規程に定めるところに従うものとする。ただし、研究資金の交付先に別段の定めがある場合には、それに従うことができる。

(不正防止計画推進部署)

- 第7条 本学に、研究資金等の運営・管理の不正防止計画を推進するため、防止計画推 進部署をおく。
- 2 不正防止計画推進部署は、総務部とする。

(内部監査)

- 第8条 本学は、研究資金等の運営・管理体制の整備・運営状況について必要に応じ、内 部監査室による内部監査及びモニタリングを実施する。
- 2 監事は、研究資金等の運営・管理体制の整備・運営状況の指導にあたる。

(不正の通報受付窓口・通報の伝達)

- 第9条 本学の内外からの告発等(本学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)で、研究資金等の運営・管理について、不正又はその疑いについての通報を受付ける窓口は、総務部とする。
- 2 総務部は、前項の通報を受けた場合には、直ちにこれを統括管理責任者及び最高 管理責任者に伝達しなければならない。
- 3 研究資金等の不正な使用の通報の処理等や研究活動における不正行為に関る通報 の処理等については、別に定める。

(不正への対応)

- 第10条 前条の伝達を受けた場合には、最高管理責任者は、すみやかに不正の有無 を調査し不正の事実が確認されたときには、関係法令、研究資金交付元の定め及び 学内諸規程に基づき不正に関係した者に対する処分を行う。
- 2 前項の不正があった場合には、最高管理責任者は不正に関係した取引業者に対し、 取引停止等の措置を取ることができる。

(競争的研究資金に関る不正への対応の特例)

第11条 最高管理責任者は、第9条の伝達を受けた場合には、告発等の受付30日 以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査 の要否を配分機関に報告する。

03-03-05 平成21年12月施行 令和05年05月最終変更

- 2 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置して、調査を実施する。
- 3 当該調査委員会の設置方法等と競争的資金に関する不正な使用並びに研究活動に おける不正行為への対応方法等は、別に定める。

(事務所管)

第12条 この規程に関する事務所管は総務部とする。

附則 この規程は、平成21年12月3日から施行する。

附則 この規程は、平成24年12月6日から施行する。

附則 この規程は、平成26年12月4日から施行する。

附則 この規程の第8条の変更は、平成27年4月1日に制定し、その施行は、学園組織 規程の変更の施行の日と同日から施行する。

変更前の第8条の規定内容

(内部監査)

第8条 本学は、研究資金等の運営・管理体制の整備・運営状況について必要に応 じ、監事の指導の下で法人本部総務部より補助的人員の支援を得て、内部監査及 びモニタリングを実施する。

附則 この規程は、令和2年7月17日から施行し、同月1日から適用する。

附則 この規程は、令和5年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

03-03-05 平成21年12月施行 令和05年05月最終変更

別紙1 (第5条第3項関連) の新設

令和 年 月 日

競争的資金等の運営・管理にあたる構成員から徴求する誓約書

神田外語大学学長 殿

所属		
職名		
氏名		
	(自署)	

私は、競争的資金等の運営・管理にあたり、以下の事項を遵守することを、ここに誓います。

記

- 1. 競争的資金等の原資が国民の貴重な税金等で賄われていることを十分に認識し、社会からの信頼を裏切らないためにも、その運営・管理において決して不正を行わないこと。
- 2. 競争的資金等の運営・管理にあたり、関係法令、当該資金等の配分機関が定める各種要項、本学の規則等(含むハンドブック等)において定められているルールを遵守すること。
- 3. 競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令及びルールに関する知識の修得並びに事務処理手続の理解に努めること。
- 4. 教職員相互の理解及び連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用の防止に努めること。
- 5. 競争的資金等は、研究計画に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
- 6. 関係法令等に違反して不正を行った場合には、当該資金等の配分機関及び本学の処分並びに法的な責任を負担すること。

以上